

第94回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第1日）

平成27年10月7日（水）第94回北但行政事務組合議会（定例会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（15名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	西村	銀三	4番	新温泉町	高橋	邦夫
5番	豊岡市	浅田	徹	6番	豊岡市	井垣	文博
7番	豊岡市	井上	正治	9番	香美町	森	利秋
10番	新温泉町	中井	次郎	11番	豊岡市	前野	文孝
12番	豊岡市	竹中	理	13番	豊岡市	椿野	仁司
14番	豊岡市	西田	真	15番	豊岡市	古池	信幸
16番	豊岡市	木谷	敏勝				

会議に出席しなかった議員（1名）

8番 豊岡市 上田 伴子

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也
書 記 太田垣 健 二
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 第7号議案 北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定について
 - 第8号議案 平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
 - 第9号議案 平成26年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- （以上3件、一括上程、説明）

議事順序

- 1. 議長あいさつ
- 2. 開会宣言
- 3. 開 議
- 4. 会議録署名議員の指名
- 5. 会期の決定
- 6. 諸般の報告
- 7. 議案（第7号議案～第9号議案）一括上程
 - 管理者提案説明
 - 議案ごとの説明
- 8. 休会議決
- 9. 日程通告
- 10. 散 会

[議長開会挨拶]

○議長（木谷敏勝） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

10月に入り、爽やかな秋風を感じる好季節となりました。

さて、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日ここに第94回北但行政事務組合議会定例会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであります。

さて、今期定例会に管理者より提案されます案件は、条例1件、補正予算1件、決算認定1件の合計3件であります。どうか議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心から念願いたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、まことに簡単粗辞でございますが、開会のご挨拶といたします。

開会 午前10時01分

○議長（木谷敏勝） ただいまの出席議員数は15名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第94回北但行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木谷敏勝） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、井上正治議員、前野文孝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木谷敏勝） 日程第2、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

13番椿野仁司議員。

○議会運営委員会委員長（椿野仁司） 13番、椿野。おはようございます。

今期定例会の議事運営についてご報告いたします。

会期については、本日から10月22日までの16日間といたします。

次に、日程についてですが、本日は諸般の報告の後、当局提出議案を一括上程し、管理者の提案説明並びに事務局長による議案ごとの説明を受けます。

次に、明10月8日から10月20日までは議案熟読のため休会。この間、9日正午を質問、質疑の通告締め切りとし、21日に本会議を再開し一般質問を行います。一般質問終了後、議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

以上、報告のとおり、今期定例会の議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（木谷敏勝） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月22日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木谷敏勝) ご異議なしと認めます。よって、会期は、16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(木谷敏勝) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは上田伴子議員であります。

次に、お手元に例月現金出納検査結果報告書並びにごみ分別表を配付しておりますので、ご清覧願います。

日程第4 第7号議案～第9号議案(北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定について外2件)

○議長(木谷敏勝) 日程第4、第7号議案北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定について外2件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

管理者。

○管理者(中貝宗治) おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

秋の気配が次第に濃くなり、朝夕には肌寒さを感じる季節となりました。

本日、第94回北但行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参集を賜りまことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表します。

さて、今期定例会に私から提案します案件は、条例1件、補正予算1件、決算認定1件の合計3件です。

それでは、提出議案の説明に先立ち、北但ごみ処理施設整備事業の状況についてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、施設整備・運営事業について報告いたします。

工事が本格化しています施設建設のうち、クリーンセンターではごみピット及び発電を行うためのボイラーと蒸気タービン発電機の設置も完了し、現在焼却炉の築炉及び電気設備工事を行っています。

リサイクルセンターでは、不燃ごみ、粗大ごみを処理する低速及び高速回転破砕機などの設置が完了しており、現在、瓶、缶、ペットボトルなどの資源ごみを処理する手選別コンベヤーの設置を行っています。

また、地元企業で施工しています管理棟につきましては、1階の躯体工事が完了しており、現在2階部分の躯体工事を行っています。9月末の進捗状況は、全体計画44.8%に対し44.5%の実績となっています。

なお、来月の15日には今年度2回目の現場見学会を計画しており、市民、町民の方々に工事の進捗状況を確認していただくとともに、事業に対するご理解を深めていただきたいと考えています。

次に、施設の運営に関して報告いたします。

タクマグループでは、本年5月、就業される職員のうち監督職候補6名の公募が行われ、7月には7名の雇用内示をしたと聞いております。9月からはタクマグループで運営受託されている施設での実地研修が始まり、雇用する職員の準備も進みつつあるところです。

また、組合では、関係市町の皆様に親しまれるような施設の名称の公募をいたしましたところ、63名の方から60作品の応募がありました。地元地区、関係市町の環境衛生団体、職員で構成する名称選考委員会において選考いただき、その後、正副管理者で施設名称を「クリーンパーク北但」に決定したところです。

続きまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、第7号議案北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定についてです。

関係市町の住民の方々へ事前に周知するため、処理する廃棄物の適正な分別、事故の発生を未然に防ぐための搬入物検査、直接廃棄物を持ち込む際に徴収する処理手数料などを盛り込んだ廃棄物の処理に関する条例を上程しております。

次に、第8号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてです。

このたびの補正予算は、2件の債務負担行為と歳入予算を補正するものです。

1件目は、平成28年度より施設から発生します焼却灰、ばいじん、不燃残渣の処理についてです。

関係市町に2カ所あります最終処分場のうち、まずは香美町にあります矢田川レインボーで焼却灰と不燃残渣を処理することとしております。また、ばいじんについては、公益財団法人ひょうご環境創造協会の赤穂事業所で処理いたします。

平成27年度中に一般廃棄物の運搬業者と契約を行うため、債務負担行為補正として焼却灰等運搬業務において期間を平成28年度とし、限度額2,000万円を新たに設定するものです。

2件目は、第92回北但行政事務組合定例会においてご報告しておりました施設建設工事に関してタクマ・株本・川見・西山特定建設工事共同企業体から申し出のあったインフレスライド条項を適用した請負代金額の変更についてです。

組合では、タクマ・株本・川見・西山特定建設工事共同企業体、設計施工監理を委託しておりますパシフィックコンサルタンツ株式会社を交えて協議を重ね、その内容がおおむね固まりました。

債務負担行為補正として、北但ごみ処理施設整備・運営事業（平成27年度追加分）において、限度額の3,221万3,000円を3億877万2,000円増額した3億4,098万5,000円に変更するものです。そのほかには、前年度繰越金の確定により歳入財源を補正するものです。

最後に、第9号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額39億402万4,221円、歳出総額39億18万5,579円で、実質収支は歳入歳出差し引き額383万8,642円の黒字となり、同額を翌年度に繰り越しました。

以上で私の総括説明を終え、各議案の詳細につきましてはそれぞれ事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木谷敏勝） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

第7号議案北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定について、説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 第7号議案北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定についてご説明いたします。

条例制定の理由については、下段の記載のとおり北但行政事務組合において廃棄物を処理する際に必要な事項を定めるものでございます。

では、2ページをごらんください。

第1条では、北但行政事務組合が管理運営する一般廃棄物処理施設で受け入れる廃棄物の処理に関して、必要な事項を定めることを本条例の目的として定めております。

第2条では、本条例において使用する用語の定義を規定しております。

第3条では一般廃棄物の処理計画に従って一般廃棄物の処理を行うことを、第4条では処理の対象とする廃棄物を、第5条では廃棄物を搬入できる者の範囲をそれぞれ規定しております。

なお、第4条第2号では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、規則において定める産業廃棄物を処理の対象とすることを規定しており、各市町の既存施設において処理の対象としている産業廃棄物に公共下水道施設の汚泥を加え、規則において定めております。

3ページをごらんください。

第6条では規則で定める受け入れ基準に従わなければならないことを、第7条では受け入れ基準に従わないときは搬入を制限することができることを、第8条では受け入れ基準に適合しているか搬入物を検査することができることを、第9条では受入基準に違反する搬入者に対する措置をそれぞれ規定しております。

なお、第6条において遵守を求めている受け入れ基準の内容については、一般廃棄物の処理計画に定める分別区分により分別されていること、関係市町の区域で発生した廃棄物であることなどについて規則で定めております。

また、第9条の受け入れ基準に違反する搬入者に対する措置は処理施設での事故を未然に防ぐためのもので、受け入れ基準に違反して搬入した者への文書による指導、指導してもなお違反して搬入した者への文書による警告、警告してもなお違反して搬入した者への搬入の禁止、氏名の公表等を規定しています。

第10条及び4ページの別表をごらんください。

地方自治法第277条で「普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収する事ができる」とされており、搬入者から廃棄物の処理手数料として別表に記載しております計量重量10キログラムまでごとに100円を徴収することを規定しております。

また、災害やボランティア活動による清掃活動の廃棄物等、関係市町の長が特に必要と認める者の廃棄物は、手数料を徴収しないことについても規定しております。

なお、別表に定める単価は、豊岡市、香美町、新温泉町の既存施設での手数料のうち運搬距離が遠くなること等を考慮し、最低の単価である香美町と同じ単価でございます。

第11条では、原則搬入したときに手数料を納入しなければならないことを規定しています。

第12条では、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、置かなければならない技術管理者に係る資格について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定めております。

附則において、この条例の施行は平成28年4月1日からとしております。

なお、本条例の要綱を5ページに添付しています。

また、施行規則と一般廃棄物処理施設の管理に関する規則の案を9月30日に開催しました議員懇談会において配付しておりますので、後ほどご確認ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 続いて、第8号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書6ページをごらんください。

第8号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入予算を補正するものです。

第2条では、2件の債務負担行為の補正を定めています。

8ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正では、1つ目は焼却灰等運搬業務について、期間を平成28年度、限度額を2,000万円として新たに追加設定するものです。

28年4月1日からクリーンパーク北但でのごみ全量受け入れが始まることで、焼却灰及び不燃残渣を香美町矢田川レインボー最終処分場までの運搬と、焼却飛灰（ばいじん）をセメント原料として再資源化するため、公益財団法人ひょうご環境創造協会が運営する赤穂事業所までの運搬が必要となります。したがって、4月に向けて27年度中に運搬に係る契約を締結するため、予算の裏づけをお願いするものです。

2つ目は、本年度の当初予算においてお認めをいただいた北但ごみ処理施設整備・運営事業（平成27年度追加分）について、限度額を3,221万3,000円から3億877万2,000円増額し3億4,098万5,000円に変更するものです。

現在施工中であります北但ごみ処理施設整備・運営事業の施設建設工事において、予期できない特別の事情により急激なインフレーションが生じたため、事業者から請負代金の変更に関する請求がありました。これは請負代金額が著しく不相当となったときの措置として、インフレスライド条項である工事請負契約書第25条第6項に基づくものです。

インフレスライド条項の適用対象は、請求のあった平成27年2月20日を基準日として基準日時点の出来高確認を行い、設計数量全体から基準日時点の出来高数量を差し引いた数量とし、スライド額は契約日である平成25年10月10日時点の公共単価と基準日である平成27年2月20日時点の公共単価との差額を求め算出するものです。

組合では、設計施工監理業務を委託しておりますパシフィックコンサルタンツ株式会社とも慎重

に協議を重ね、係る金額を積算したところです。

なお、組合の財源となる関係市町の負担金につきましては関係市町の12月議会においてお願いし、工事請負変更契約の締結につきましては28年2月開催の組合定例議会において審議をお願いしたいと考えております。

次に、歳入補正の内容につきましては、11ページ、12ページの事項別明細書をごらんください。

今回の補正は、歳出予算については補正せず、歳入予算において平成26年度決算の確定により繰越金を増額し、その同額を各市町負担金から減額するとともに、26年度に豊岡市において実施いただいた地域振興事業費の精算とあわせて各市町負担金を補正するものです。

10款の分担金及び負担金で、各市町負担金として383万7,000円を減額計上しています。各市町負担金は、通常分及び地域振興分とともに規約に定める負担率の均等割10分の1.5、人口割10分の8.5として算出をしています。

26年度に豊岡市において実施いただいた地域振興事業の9事業の精算については、本年度の当初予算で地域振興分としてお認めいただいた負担額において今補正で確定した実績額に基づき香美町、新温泉町では減額精算をさせていただき、豊岡市は香美町及び新温泉町の減額分と同額を増額精算し、補正させていただくものです。

なお、地域振興事業のうち1件が起債事業に該当し、豊岡市の他の起債事業の一部が繰り越しとなったため年度内に地域振興事業は完了していますが、借入利率が確定していないため今補正では中間精算という形で調整しています。

結果、豊岡市においては通常分の減額249万3,000円に地域振興分の精算として255万2,000円を増額するため5万9,000円の増額となり、香美町においては通常分の減額72万1,000円に地域振興分の精算として137万1,000円を減額するため209万2,000円の減額に、新温泉町においては通常分の減額62万3,000円に地域振興分の精算として118万1,000円を減額するため180万4,000円の減額となります。

45款の繰越金は、26年度決算が確定したことにより383万7,000円を増額計上しています。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 続いて、第9号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書18ページをごらんください。第9号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

別冊になっております決算書をごらんください。

まず、表紙の総括表ですが、管理者が申し上げましたとおり歳入歳出差し引き額は383万8,624円の黒字となり、同額を平成27年度に繰り越す結果となっています。

決算書の5ページ、6ページをごらんください。事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

10款の分担金及び負担金ですが、負担金総額8億3,760万円を昨年同様に均等割10分の1.5、人口割10分の8.5として算出し、各市町にご負担をいただいています。

地域振興計画の中で、1市2町負担事業として平成25年度に豊岡市に施工いただいた7つの事業の事業費について、先ほどの負担率により各市町の通常分の負担金と相殺調整しています。

具体的な相殺金額は、6ページの備考欄に「地域振興分」として表示していますが、香美町で872万6,260円の増額、新温泉町で752万5,504円の増額、豊岡市はこの合計額1,625万1,764円を立てかえ願っていたことから同額を減額しています。

15款の使用料及び手数料は、電柱などの行政財産使用料です。

20款の国庫支出金ですが、平成26年度に実施いたしました進入道路・敷地造成工事、施設建設工事、進入道路舗装工事、地下埋設管布設工事及び設計施工監理業務に対する循環型社会形成推進交付金13億1,859万円と、27年度以降に受ける予定であった同交付金17億4,467万4,000円を平成26年度内に交付する追加内示があったことから、合わせて30億6,326万4,000円を収入しています。

45款の繰越金では、前年度からの繰越金302万3,086円を収入しています。

次に、50款の諸収入、1項の組合預金利子は指定金融機関の預金利子です。2項の雑入は、設計図書などの資料コピー代などの収入です。

以上、これらを合わせまして歳入総額は39億402万4,221円となります。

次に、歳出についてご説明します。7ページ、8ページをごらんください。

まず、10款の議会費です。予算現額185万7,000円、支出済み額が168万5,529円で、不用額17万1,471円となっています。

なお、支出金額の中で1節の報酬の議員報酬では円単位まで支出していますが、これは役員改選に伴う日割り計算によるものです。

次に、15款の総務費です。予算現額2,810万5,000円、支出済み額が2,686万2,149円で、不用額124万2,851円となっています。

主な内容としましては、1節の報酬の不用額3万6,002円は予算計上しておりました公務災害認定委員会が開催されなかったことによるものです。11節の需用費の不用額43万3,356円ですが、主にパフォーマンスチャージ料の支出が予定を下回ったことによるものです。

9ページ、10ページをごらんください。

12節の役務費の不用額21万9,641円は、主に通信運搬費の不用額です。18節の備品購入費は、公用自転車の購入代です。19節の負担金補助及び交付金は、主には派遣職員2名分の給与費負担金です。

次に、20款北但ごみ処理施設整備事業費です。予算現額38億7,306万2,000円、支出済み額38億7,107万2,663円で、不用額198万9,337円です。

主な支出の内容ですが、8節の報償費は森本坊岡区地元検討委員会への謝礼です。9節の旅費は、関係します会議への職員の出席旅費、プラント機器の工場検査、そのほか組合議会視察への随行旅費等です。なお、不用額37万1,090円ですが、公用車利用による普通旅費の執行減によるものです。11節の需用費は、事務用消耗品、委員会のお茶代、公用車燃料費、組合広報紙作成経費、コピー代

などの諸資材です。なお、不用額46万7,180円は、主にパフォーマンスチャージ料の不用額です。12節の役務費は、組合広報紙の配送手数料のほかホームページ管理などの手数料、敷地造成に係る工作物建築確認申請手数料、給水装置工事設計審査・工事検査の手数料及び公用車の自動車損害保険料です。13節の委託料は、平成26年度施工分の設計施工監理業務、木谷川水質試験業務、土量測量業務、進入道路修正設計業務、生活環境影響調査業務の5業務分です。

11ページ、12ページをごらんください。

14節の使用料及び賃借料は、公用車3台分の自動車借り上げ料及び駐車場借り上げ料、積算システム・機器リース料、公用車による出張時の通行料及び駐車場料金、進入道路・敷地造成工事の仮設道路設置に係る土地賃借料などです。15節の工事請負費は、平成26年度施工分の進入道路・敷地造成工事、平成26年度施工分の施設建設工事、地下埋設管布設工事、進入道路等舗装工事です。

なお、各工事、委託事業の概要については、別添の主要な施策の成果を説明する書類の1ページから5ページに記載しておりますのでご清覧ください。

17節の公有財産購入費は、公簿面積4,262平方メートル、5筆に係る土地取得費です。18節の備品購入費は、現場説明用の拡声機購入代です。19節の負担金補助及び交付金は、派遣職員8名の給与負担金と上下水道加入者負担金です。22節の補償補填及び賠償金は、取得した5筆に係る立ち木の補償金です。

23款の公債費は、一時借入金の利子です。これは施設建設工事前払い金10億円を支出するために、運転資金の借り入れを行ったものによるものです。

25款の予備費の充用はありませんでした。

以上、歳出総額は39億18万5,579円です。

さらに、13ページの実質収支に関する調書につきましてはご清覧ください。

14ページから15ページの平成26年度財産に関する調書につきましては、5筆分、公簿面積4,262平方メートルの増となっています。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 申しわけございませんが、説明の訂正をいたします。

第7号議案の説明の中で、第10条の説明中、地方自治法の条文を第277条と申しましたが、第227条の誤りでございます。

また、9号議案の説明中、決算書の表示の翌年度繰越額を383万8,624円と申し上げましたが、383万8,642円の誤りです。訂正いただきますよう、よろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（木谷敏勝） 以上で上程議案に対する説明は終わりました。

以上で本日の日程は終わりました。

この際、お諮りいたします。明日10月8日から10月20日までを議案熟読のため休会といたしたい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木谷敏勝) ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次の本会議は、10月21日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時34分